

(仮称)大阪依存症対策センター基本計画作成及び機能企画検討業務に係る企画提案公募要領

大阪府（以下「府」という。）では、依存症対策の司令塔となるセンターの開設準備を総合的に推進するため、「(仮称)大阪依存症対策センター基本計画作成及び機能企画検討業務」を実施します。

この業務については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案を募集し、受託事業者を決定します。

1 委託業務名

(仮称)大阪依存症対策センター基本計画作成及び機能企画検討業務

(1) 本業務の趣旨・目的

依存症は、相談行動が起こりにくい特性があり、本人が問題を自覚しないまま進行し、重症化してから医療や相談支援につながる人が多いとされる病気といわれている。一般的に依存症の方が治療につながる率は高くないことが課題とされ、予防や早期発見・早期支援に向けた対策強化の必要性も指摘されている。

令和11年度の開設をめざしている(仮称)大阪依存症対策センター（以下「センター」という。）は、府内の関係機関等と連携し、主に4機能（「相談・医療・回復のワンストップ支援」「普及啓発情報発信機能」「調査分析機能」「人材養成機能」）を担う。既存の精神保健福祉センターや保健所にはない機能として、センターでは無関心層への予防・予備群への重症化予防から、要介入群への支援・回復支援まで一体的に提供することをめざす。また、デジタル技術を活用し、センターが中心となり、予防から継続的な回復支援まで施策横断的に依存症対策全体の効果を高め、府民がより利用しやすい仕組みの構築をめざす。

(2) 業務概要

別紙仕様書のとおり

(3) 委託上限額

360,000千円（消費税及び地方消費税相当額含む）

2 スケジュール

令和8年4月9日（木）	公募開始
令和8年4月14日（火）	説明会開催
令和8年4月21日（火）	質問受付締切
令和8年5月8日（金）	提案書類提出締切
令和8年5月15日（金）	選定委員会
令和8年5月中下旬	契約締結・業務開始
令和9年3月31日（水）	業務終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。

(4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(5) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

(7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。

ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第3条第1項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）

- イ 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）
 - ウ 暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

4 応募の手続き

本業務の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

令和8年4月9日（木）から令和8年5月8日（金）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

イ 配布場所及び受付場所

大阪府健康医療部保健医療室地域保健課依存症対策グループ
住 所：大阪府中央区2丁目大阪府庁本館6階
電話番号：06-6944-7527

ウ 配布方法

上記「イ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、地域保健課ホームページ
(https://www.pref.osaka.lg.jp/o100040/chikikansen/izonsho_topsite/izonsho_r8koubo.html) から
ダウンロードできます（郵送による配布は行いません。）

エ 受付期間

令和8年4月9日（木）から令和8年5月8日（金）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

オ 提出方法

書類は必ず受付場所に持参してください。（郵送による提出は認めません。）

カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

ア 応募申込書（様式1：正本1部）

イ 企画提案書（様式2：正本1部、副本9部）

※企画提案書を補足する資料については、様式自由

ウ 応募金額提案書（様式3：正本1部、副本9部）

エ 事業実績申告書（様式4：正本1部、副本9部）

※過去（公募開始日以前3年以内）に実施した類似の企画運營業務の実績に関し、本業務へ活用できる関連性を記載してください。特に実績が無い場合は、その旨を記載し提出してください。

- オ 共同企業体で参加の場合
- ①共同企業体届出書（様式５：１部）
 - ②共同企業体協定書（写し）（様式６：１部）
 - ③委任状（様式７：１部）
 - ④使用印鑑届（様式８：１部）
- カ 誓約書（参加資格関係）（様式９：１部）
- キ 定款又は寄付行為の写し（１部）（原本証明してください。）
- ク ①法人登記簿謄本（１部）
- ・法人の場合に提出してください。
 - ・発行日から３カ月以内のもの
- ②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（１部）
- ・個人の場合に提出してください。
 - ・発行日から３カ月以内のもの
 - ・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの
- ③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（１部）
- ・個人の場合に提出してください。
 - ・発行日から３カ月以内のもの
 - ・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明
- ケ 納税証明書（各１部）（未納がないことの証明：発行日から３カ月以内のもの）
- ①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書
- ・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。
- ②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- コ 財務諸表の写し（１部：最近１カ年のもの、半期決算の場合は２期分）
- ①貸借対照表
 - ②損益計算書
 - ③株主資本等変動計算書
- サ 障害者雇用状況報告書の写し（１部）
- a 常用雇用労働者数が 40 人以上の事業主の場合
- ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が 40 人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第 6 号）」の写し
 - ・本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの
- （インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出して下さい。）
- b 常用雇用労働者総数が 40 人未満の事業主の場合
- ・「障がい者の雇用状況について」（様式 10）（１部）
- (3) 応募書類の返却
- 応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。
- なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

ア 応募は1者1提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ 応募書類はカラーとモノクロ（白黒）のどちらも可とします。

ウ 応募書類の提出に際しては、正本、コピーそれぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出してください。応募書類は電子媒体（CD-R等）での提出もお願いします。

エ 提出する副本に提案事業者が特定できる内容（代表者名、社章、所在地、電話番号等含む）が記載されている場合は、当該箇所を黒塗りし提出してください。

オ 表紙及び背表紙には提案業務タイトルと提案団体名を記入してください。

<記入例>「(仮称)大阪依存症対策センター基本計画作成及び機能企画検討業務」提案書
株式会社〇〇(法人名)

カ 書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。

キ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

5 説明会

(1) 開催日時

令和8年4月14日(火) 午後2時から3時まで

(2) 開催場所

TeamsのWeb会議機能を使ったオンライン説明会

(3) 申込方法

・参加希望者は、「件名」の始めに「(仮称)大阪依存症対策センター基本計画作成及び機能企画検討業務」と明記して、電子メール(chi ikihoken-g04@gbox.pref.osaka.lg.jp)でお申し込みください。

・メール本文に、(法人の場合は)法人名、参加者職氏名、連絡先、参加人数を記入してください。
※口頭又は電話による申し込みは受け付けません。

(4) 説明会への申込期限

令和8年4月13日(月)正午まで

6 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和8年4月21日(火) 午後5時まで

(2) 提出方法

電子メール(アドレス:chi ikihoken-g04@gbox.pref.osaka.lg.jp)で受け付けます。

ア 電子メール送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで)

イ 質問への回答は地域保健課ホームページ

(https://www.pref.osaka.lg.jp/o100040/chikikansen/izonsho_topsite/izonsho_r8koubo.html)に
掲示し、個別には回答しません。

7 審査の方法

(1) 審査方法

- ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、価格点を除いた点数が上位の者を最優秀提案事業者とする（※）。※選定委員の多数決による決議
- イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の方法や日時は、事前に通知を行います。プレゼンテーション審査は提出した書面を使用してください。スクリーン及びプロジェクターは使用できません。なお、プレゼンテーション審査には本事業の主たる実施担当者として想定される者が出席してください。
- ※発表内容には、提案事業者が特定できる内容、団体名、担当者名等の個人情報を含めないでください。
- ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。また、福祉点及び価格点を除く複数の項目が5点未満の場合は採択しません。
- なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。
- エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査結果

- ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。
- イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を地域保健課ホームページ（https://www.pref.osaka.lg.jp/o100040/chikikansen/izonsho_topsite/izonsho_r8koubo.html）において公表します。
- 応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。
- ① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点
* 品質点・価格点を配点した場合の価格点・提案金額
 - ② 全提案事業者の名称 * 申込順
 - ③ 全提案事業者の評価点 * 得点順 内容は①に同じ
 - ④ 最優秀提案事業者の選定理由 * 講評ポイント
 - ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
 - ⑥ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

(3) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
業務への理解 事業推進体制 及び業務遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> ・依存症について十分理解した上で提案しているか。 ・令和 11 年度の開設に向けてセンターの理念に沿って全体的な方向性が示され、必要十分かつ実現可能な業務内容や進め方が提案されているか。 ・PMO の体制及び連携する事業者間の役割分担は妥当であり、一体で能力を発揮できる体制か。 ・センターの開設準備を担う事業者として必要な経験を有するか。 ・全体業務計画（案）はセンター開設までの方向性を踏まえ、必要十分かつ実現可能な業務内容や進め方が提案されているか。 	15 点
基本構想 及び 基本計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・センターの概要は、その理念に照らして必要十分かつ実現可能なものか。 ・基本構想及び基本計画の作成するための作業工程及び調査等は必要十分かつ実現可能なものが提案されているか。 	13 点
デジタル 戦略企画	<ul style="list-style-type: none"> ・センターにおいて、デジタル技術を有効に活用し、相談支援に備えるべき機能について、実現可能性のある提案となっているか。 ・府民の年代、性別などに関わらず幅広い層（無関心層、リスクのある層、支援が必要な層）を対象に、幅広い視点から効果的な支援が検討できているか。 	10 点
生成 AI 相談	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的なシステムや応答のチューニング作業に関する提案は、実現可能性のあるものか。 ・過去の経験も含め、生成 AI を活用したサービスを提供した実績やチャットボットのチューニングのノウハウ、実施体制は十分か。 	15 点
バーチャル 相談	<ul style="list-style-type: none"> ・バーチャル環境やアバター等は、リスクのある層や支援が必要な層にとって、心理的な安心があり利用しやすいものか。 ・バーチャル環境やアバター等は、令和 9 年度以降の開発や保守運用等にも配慮した実現性のあるものになっているか。 ・試行実施の広報は、支援が必要な層等に対して効果的か。 	15 点
普及啓発・ 情報 発信機能	<ul style="list-style-type: none"> ・センターの情報発信コーナーの企画は、無関心層やリスクのある層がセンターに行ってみたいと思えるものを 3 つの視点を意識して、提案者のノウハウや創意工夫により具体的に提案できているか。 ・上記提案は、来訪者の行動変容（気づき→理解→行動）に寄与するものとなっているか。 ・センター開設後に施設内の情報発信コーナーなどを陳腐化させず、学習や自身を知るために府民が再訪する仕掛けの工夫が示されており、上記提案を含め、今後の検討を進めていく上で、様々なバリエーションや展開のビジョンをもてる提案か。 ・開設後に必要な年間の経費にも配慮されているか。 	14 点
実証実験	<ul style="list-style-type: none"> ・実証実験の全体イメージは、センターの理念に照らして必要十分かつ実現可能なものか。 ・通算 2 か月間の実証実験の会場を適切に管理・運営ができる体制やノウハウを有するか。 ・実証実験の事前準備は効率的かつ効果的なものとなっているか。 ・「相談支援機能」のコーナーは、特に支援が必要な層やリスクのある層に対して、来訪しやすく、相談しやすい、多角的な相談を受けられる、効果的な空間イメージが提案されているか。 ・「普及啓発機能」のコーナーは、特にリスクのある層や無関心層に対して、来訪しやすく、関心をもってもらえる効果的な設計ができているか。 ・目標来場者数が達成できるよう効果的な事前広報や実施期間中の府民の 	20 点

	来訪を促す個別の企画等を含め、府民に効果的なアプローチができるか。	
福祉点	・常用労働者 40 人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているかどうか。または、常用労働者 40 人未満の場合、1 人以上障がい者を雇用しているかどうか。	3 点
価格点	(価格点の算定式) 満点 (10 点) × 提案価格のうち最低価格 / 自社の提案価格 (上記計算式で算出した数値の小数点以下第 2 位を四捨五入する)	10 点
合計		100 点

※福祉点及び価格点を除く複数の項目が 5 点未満の場合は、合計点によらず採択しません。

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- (3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第 8 条第 1 項に規定する誓約書（様式 11）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。
- (4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第 3 条第 1 項に規定する入札参加除外者、同規則第 9 条第 1 項に規定する誓約書違反者又は同規則第 3 条第 1 項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
 - ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。
 - ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。

- イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。
- ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
- エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
- オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
- カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。
- (7) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
- ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。
- イ 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。
- ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合。

9 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守して下さい。